

貸借対照表

(2017年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	95,947	買掛金	1,186,818
売掛金	2,678,482	短期リース債務	43,569
未収入金	838,425	未払金	1,114,909
未成工事支出金	9,086	未払費用	1,408,114
貯蔵品	156,684	未払法人税等	429,678
前払金	52,924	未払消費税等	195,065
前払費用	136,304	預り金	21,855
繰延税金資産	543,154		
預け金	3,828,347	流動負債合計	4,400,010
その他	252		
流動資産合計	8,339,610	固定負債	
固定資産		長期リース債務	75,073
有形固定資産		退職給付引当金	930,810
建物及び建物附属設備	353,072	資産除去債務	47,569
構築物	8,339	その他	4,205
工具、器具及び備品	145,841		
リース資産	105,500	固定負債合計	1,057,659
		負債合計	5,457,670
有形固定資産合計	612,753	純資産の部	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	44,913	資本金	30,000
電話加入権	7,601	資本剰余金	
		その他資本剰余金	60,000
無形固定資産合計	52,514	利益剰余金	
投資その他の資産		利益準備金	7,500
繰延税金資産	322,807	その他利益剰余金	
敷金及び保証金	765,707	繰越利益剰余金	4,581,853
その他	43,629	(うち当期純利益)	(520,358)
投資その他の資産合計	1,132,144	利益剰余金合計	4,589,353
固定資産合計	1,797,413	純資産合計	4,679,353
資産合計	10,137,024	負債及び純資産合計	10,137,024

(注)記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、その他については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については実質残存価額によっています。

3. 引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税につきましては、全額費用として処理しています。

会計方針の変更に関する注記

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は建物及び建物附属設備を除く有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していましたが、2016年4月1日より定額法へ変更しております。

この変更は、上記の有形固定資産が安定的に使用される体制となったことから、耐用年数の全期間にわたり均等に費用配分する定額法が期間損益をより適正に示すとの判断に至ったことによるものです。

これに伴い、従来の方と比べて、当事業年度の「減価償却費」が10百万円減少し、「営業利益」、「経常利益」及び「税引前当期純利益」が、それぞれ同額増加しています。